

管理の受委託に係る関係法令集（関係部分のみ抜粋）

【京都市自動車運送事業管理の受委託の受託者選定委員会に係る法令】

I	京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例	1 ページ
II	京都市附属機関に関する事務の委任に関する規則	2 ページ
III	京都市自動車運送事業管理の受委託の受託者選定委員会規程	3 ページ
IV	京都市自動車運送事業管理の受委託の受託者選定委員会の会議 の公開に関する要領	4 ページ
V	京都市市民参加推進条例	5 ページ
VI	京都市市民参加推進条例施行規則	5 ページ
VII	京都市情報公開条例	5 ページ
VIII	京都市附属機関等の設置及び運営に関する指針	7 ページ
【京都市自動車運送事業管理の受委託に係る法令】		
IX	道路運送法	9 ページ
X	道路運送法施行規則	9 ページ
XI	平成20年2月6日付通達「一般乗合旅客自動車運送事業の 管理の受委託(高速バス路線に係るものを除く。)について」	10 ページ

I 京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例

(平成25年11月15日条例第49号)

(趣旨)

第1条 この条例は、法律又は他の条例で別に定めるもののほか、執行機関の附属機関の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市長及び教育委員会(以下「市長等」という。)に附属機関を置き、その名称、担任する事務並びに委員の定数及び任期は、市長の附属機関にあつては別表第1、教育委員会の附属機関にあつては別表第2のとおりとする。

2 前項の附属機関のほか、市長その他の執行機関は、その定めるところにより、設置期間が1年以内の附属機関を置くことができる。

3 市長その他の執行機関は、前項の規定により附属機関を設置したときは、その旨を市会に報告しなければならない。

(委員の委嘱等)

第3条 附属機関(前条第1項及び第2項の附属機関をいう。以下この条、次条第1項及び第5条から第8条までにおいて同じ。)の委員は、学識経験のある者その他それぞれの附属機関が担任する事務に応じて市長等が適当と認める者のうちから、市長等が委嘱し、又は任命する。

(委員の任期の特則等)

第4条 第2条第1項の規定にかかわらず、補欠の附属機関の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 第2条第1項に規定する附属機関の委員は、再任されることができる。

(特別委員及び専門委員)

第5条 附属機関に、特別の事項を調査し、又は審議させるため必要があるときは特別委員を、専門の事項を調査させるため必要があるときは専門委員を置くことができる。

2 特別委員及び専門委員は、学識経験のある者その他市長等が適当と認める者のうちから、市長等が委嘱し、又は任命する。

3 特別委員は特別の事項に関する調査又は審議が終了したときに、専門委員は専門の事項に関する調査が終了したときに、それぞれ解嘱され、又は解任されるものとする。

(部会)

第6条 附属機関は、特定又は専門の事項について調査し、又は審議させるため必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

2 附属機関は、その定めるところにより、部会の決議をもって附属機関の決議とすることができる。

(秘密を守る義務)

第7条 附属機関の委員(特別委員及び専門委員を含む。)は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、附属機関に関し必要な事項は、市長等が定める。

(中略)

別表第1(第2条関係)

(中略)

10 交通局の所管に属する附属機関

名称	担当事務	委員の定数	委員の任期
京都市自動車運送事業管理の受委託の受託者選定委員会	自動車運送事業の管理の受委託に係る受託者の選定に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。	10人以内	委嘱又は任命の日からその日の属する年度の末日まで

(後略)

II 京都市附属機関に関する事務の委任に関する規則

(平成25年11月15日規則第65号)

(前略)

第2条 地方自治法第153条第1項の規定により、次に掲げる事務で消防局、交通局又は上下水道局の所管に属するものをそれぞれ消防局長、交通局長又は上下水道局長に委任する。

(中略)

- (2) 分限条例第10条第2項、公有財産条例第14条第2項、指定管理者条例第17条第2項、評価条例第11条第4項、補助金条例第27条第2項並びに附属機関条例第3条及び第5条第2項の規定による委嘱又は任命に関すること。
- (3) 分限条例第9条、公有財産条例第13条、指定管理者条例第16条、評価条例第11条第2項及び補助金条例第26条に規定する委員会並びに附属機関条例第2条第1項に規定する附属機関に対する諮問に関すること。
- (4) 前号の委員会及び附属機関に関し必要な事項を定めること。

(後略)

Ⅲ 京都市自動車運送事業管理の受委託の受託者選定委員会規程

(平成25年11月15日交通局管理規程第6号)

(趣旨)

第1条 この規程は、京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例第8条及び京都市附属機関に関する事務の委任に関する規則第2条の規定に基づき、京都市自動車運送事業管理の受委託の受託者選定委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 委員は、学識経験のある者、その他管理者が適当と認める者のうちから、管理者が委嘱し、又は任命する。

(委員長)

第3条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(招集及び議事)

第4条 委員会は、委員長が招集する。ただし、委員長及びその職務を代理する者が存在しないときの委員会は、管理者が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 前項の場合においては、議長は、委員として表決に加わることができない。

6 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、自動車部営業課において行う。

(補則)

第6条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年5月7日）

この改正規程は、公布の日から施行する。

IV 京都市自動車運送事業管理の受委託の受託者選定委員会の会議の公開に関する 要領

(平成30年5月18日実施)

(趣旨)

第1条 京都市自動車運送事業管理の受委託の受託者選定委員会（以下「委員会」という。）の会議（以下「会議」という。）の公開については、京都市市民参加推進条例第7条及び京都市市民参加推進条例施行規則第3条に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(公開の方法等)

第2条 会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、当該会議の傍聴を認めることにより行う。

2 委員会は、会議を公開するときは、会議を傍聴する者（以下「傍聴者」という。）の定員をあらかじめ定め、会議の会場に傍聴席を設けるものとする。

(傍聴することができない者)

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 棒、プラカード、つえ（疾病その他正当な理由がある場合を除く。）等人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者
- (2) 拡声器、鉢巻、腕章、たすき、ゼッケン、垂れ幕、のぼり、張り紙、ビラ等会議の進行を妨害するおそれのある物を着用し、又は携帯している者
- (3) 酒気を帯びている者
- (4) その他会議の進行を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者

(傍聴者の守るべき事項)

第4条 傍聴者は、職員の指示に従うとともに、次の各号に掲げる事項を守り、静穏に傍聴しなければならない。

- (1) 会議における発言に対して、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- (2) 会議場において発言しないこと。
- (3) みだりに席を離れないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 携帯電話その他音の発生する機器の電源を切ること。
- (6) 会議場において、撮影、録音その他これに類する行為をしないこと。ただし、委員長の許可を得た者は、この限りでない。
- (7) 前各号に定めるもののほか、会議の進行の妨げとなり、又は他の傍聴者の迷惑になる行為をしないこと。

(傍聴者の退場)

第5条 傍聴者は、会議を公開しないこととする決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第6条 委員長は、傍聴者がこの要領の規定に違反したときは、当該違反行為を制止し、その命令に従わないときは当該傍聴者を退場させることができる。

附 則

この要領は、平成30年5月18日から実施する。

V 京都市市民参加推進条例

(平成15年6月6日条例第2号)

(前略)

(附属機関等の会議の公開)

第7条 附属機関の会議及び市民、学識経験のある者等で構成する会議は、公開しなければならない。ただし、会議を公開することにより非公開情報(京都市情報公開条例第7条に規定する非公開情報をいう。以下同じ。)が公になる場合その他別に定める場合は、この限りでない。

2 前項の会議を招集する者は、当該会議の期日までに相当な期間を置いて、当該会議について、開催する日時及び場所、議題、傍聴の可否その他必要と認める事項を公表しなければならない。ただし、緊急を要するとき、又はこれらの事項を公表することにより非公開情報が公になるときは、この限りでない。

3 第1項本文の規定により公開した会議については、会議録を作成し、これを公表しなければならない。

(委員の選任)

第8条 市長その他の執行機関、公営企業管理者及び消防長(以下「市長等」という。)は、附属機関の委員の委嘱等に当たっては、民意を適切に反映させるため、多様な人材を登用しなければならない。

2 市長等は、附属機関の委員の委嘱等に当たっては、市民の市政への参加意欲を高めるとともに、前条第1項の会議において広く市民の意見が反映されるよう、委員の一部を公募により選任するよう努めなければならない。

(後略)

VI 京都市市民参加推進条例施行規則

(平成15年7月31日規則第44号)

(前略)

(附属機関等の会議を非公開とする場合)

第3条 市民参加推進条例第7条第1項ただし書に規定する別に定める場合は、条例の規定により附属機関等の会議(同項本文に規定する会議をいう。以下同じ。)が非公開とされている場合とする。

2 市長等は、市民参加推進条例第7条第1項ただし書の規定により附属機関等の会議を非公開にしようとするときは、その理由を明らかにしなければならない。

(後略)

VII 京都市情報公開条例

(平成14年4月1日条例第1号)

(前略)

(公文書の公開義務)

第7条 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報(以下「非公開情報」という。)が記録されている場合を除き、請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

(1) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、個人が識別され、又は識別され得るもののうち、通常他人に知られたいと認められるもの。ただし、人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

(2) 法人(本市、国、他の地方公共団体、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。)及び地方独立行政法人並びにこれらに準じる団体(以下「本市等」という。)を除く。)その他の団体(以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより当該法人等又は当該個人の競争上又は事業活動上の地位その他正当な利益を明らかに害すると認められるもの。ただし、次のいずれかに該当する情報を除く。

ア 事業活動によって生じ、又は生じるおそれのある危害から人の生命、身体又は健康を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

イ 違法又は不当な事業活動によって生じ、又は生じるおそれのある支障から人の生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

(3) 法人等又は個人が、実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供した情報であって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの。ただし、次のいずれかに該当する情報を除く。

ア 事業活動又は行為によって生じ、又は生じるおそれのある危害から人の生命、身体又は健康を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

イ 違法又は不当な事業活動又は行為によって生じ、又は生じるおそれのある支障から人の生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

(4) 公にすることにより、人の生命、身体、財産等の保護、犯罪の予防及び捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれのある情報

(5) 本市等又はその相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(6) 本市等が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に

掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、本市等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 本市若しくは他の地方公共団体が経営する企業又は独立行政法人等、地方独立行政法人その他の本市、国及び他の地方公共団体に準じる団体に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(7) 法令(条例を含む。以下同じ。)の規定により明らかに公開することができないとされている情報又は法律若しくはこれに基づく政令に基づき国の行政機関等から公開してはならない旨の個別的かつ具体的な指示(地方自治法第 245 条第 1 号へに掲げる指示その他これに類する行為をいう。)がある情報

(後略)

Ⅷ 京都市附属機関等の設置及び運営に関する指針

(平成 26 年 4 月 1 日施行)

(趣旨)

第 1 条 この指針は、行政運営の透明性、公平性及び効率性を高めるとともに、市民の市政参加の推進を図るため、本市の附属機関及び懇談会等(以下「附属機関等」という。)の設置及び適正な運営等について、必要な事項を定めるものとする。

(中略)

(委員の選任等)

第 5 条 附属機関等の委員の選任に当たっては、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 広く各界各層及び青少年を含む幅広い年齢層の中から適切な人材を選任すること。
- (2) 「附属機関等への女性の登用促進のための特別活動要綱」に基づき、女性委員の積極的な登用に努めること。
- (3) 委員の定員は、原則として 20 名以内とすること。ただし、法令等に定めのある場合その他特別な事情がある場合を除く。
- (4) 委員の任期は、原則として 1 期 2 年以内とすること。また、同一人の兼任は、

3 附属機関等（市長以外の任命権者がその委員の委嘱等を行う附属機関等を含む。）を上限とし、同一人の同一附属機関等への在任は、通算して6年を超えないこと。ただし、次に掲げる場合を除く。

ア 法令（条例を含む。）の規定により委員の資格に関し特別の条件が付されている場合その他委員の選任につき選択の余地がない場合

イ 審議等を行う事項に関し高度に専門的な知識又は卓越した能力を有する委員である場合その他市長が特別の事情があると認める場合

(5) 市職員は、法令等に定めのある場合や、その専門的知識が必要である場合等特に必要がある場合を除き、原則として附属機関の委員に任命しないこと。

2 委員の委嘱又は依頼（以下「委嘱等」という。）に当たっては、その任期の始期及び終期を明確にするものとする。

（公募委員の募集，選考等）

第6条 附属機関等の公募委員の選任に当たっては、国及び地方公共団体の議員又は常勤の公務員でない者を対象とし、附属機関等の設置等の目的、任期、応募資格、会議開催回数、報酬、選考方法等を明らかにしたうえで、多様な広報媒体を通じて広く市民に周知するものとする。

2 選考に当たっては、応募者から必要事項を記載した書面等の提出を受け、第三者の関与のもとに公正な選考を行うものとする。

3 公募委員の委嘱等は、男女同数を基本とするとともに、多くの市民の参加を得るため、前条第1項の規定にかかわらず、一人当たり2附属機関等（市長以外の任命権者がその委員の委嘱等を行う附属機関等を含む。）を上限とする。

4 附属機関等の所管課は、公募委員の選考を終えたときは、速やかにその結果を応募者に通知するものとする。

（委員の報酬等）

第7条 附属機関の委員の報酬は、日額10,000円以内とする。ただし、次の各号に掲げる事項に該当する場合で、これにより難いものについては、日額18,000円以内かつ予算の範囲内で任命権者の定める額とすることができる。

(1) 医師や弁護士等特に高度な資格又は専門知識を必要とするもの

(2) 審査等の結果が個人の身体、生命に直接的かつ重大な影響を及ぼすと考えられるもの

(3) 審査等の結果が個人の権利利益に重大な影響を及ぼすと考えられるもの

(4) 会長等の役職に就いている者のうち、他の委員よりも職責が重いと判断されるもの

2 懇談会等の委員の謝礼は、附属機関との機能的な差異を考慮し、日額10,000円以内とする。

（後略）

Ⅸ 道路運送法

(昭和 26 年法律第 183 号)

(目的)

第一条 この法律は、貨物自動車運送事業法(平成元年法律第八十三号)と相まって、道路運送事業の運営を適正かつ合理的なものとし、並びに道路運送の分野における利用者の需要の多様化及び高度化に的確に対応したサービスの円滑かつ確実な提供を促進することにより、輸送の安全を確保し、道路運送の利用者の利益の保護及びその利便の増進を図るとともに、道路運送の総合的な発達を図り、もって公共の福祉を増進することを目的とする。

(中略)

(事業の管理の受委託)

第三十五条 一般旅客自動車運送事業の管理の委託及び受託については、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

2 国土交通大臣は、前項の許可をしようとするときは、受託者が当該事業を管理するのに適している者であるかどうかを審査して、これをしなければならない。

(後略)

X 道路運送法施行規則

(昭和 26 年運輸省令第 75 号)

(前略)

(事業の管理の受委託の許可申請)

第二十一条 法第三十五条第一項の規定により、一般旅客自動車運送事業の管理の委託及び受託の許可を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載し、かつ、当事者が連署した事業の管理受委託許可申請書を提出するものとする。

一 委託者及び受託者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 事業の種別

三 管理の委託及び受託をしようとする事業の種別及び路線又は営業区域

四 管理の方法

五 管理の委託及び受託をしようとする期間

六 管理の委託及び受託を必要とする理由

2 前項の申請書には、次に掲げる事項を記載した書類及び図面を添付するものとする。

一 管理の委託受託契約書の写し

二 管理の報酬その他管理の実施方法の細目を記載した書類

三 受託者が現に一般旅客自動車運送事業を経営する者でないときは、第六条第一項第六号、第七号、第八号又は第九号に規定する書類

四 路線に係る管理の委託及び受託にあっては、当該路線を明示する路線図

(後略)

XI 一般乗合旅客自動車運送事業の管理の受委託（高速バス路線に係るものを除く。） について

平成 16. 6. 30 国自総第 139 号・国自旅第 79 号，国自整第 51 号
国土交通省自動車交通局長から各地方運輸局長・沖縄総合事務局長
あて通達

最近改正 平成 20. 2. 6 国自安第 58 号・国自旅第 270 号，国自整第 132 号

一般乗合旅客自動車運送事業の管理の受委託については，平成 12 年 11 月 1 日付け自旅第 125 号，自整第 171 号及び自環第 254 号をもって通達をしたところであるが，今般，受託者の内容等についてその基準を見直したので，今後は，道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 35 条第 1 項の規定に基づき，一般乗合旅客自動車運送事業に係る管理の受委託の許可申請がなされた場合には，高速バス路線に係るものを除き，同条第 2 項の規定によるほか，下記の基準により処理することとしたので，事務処理上遺漏のないよう取り計らわれない。

なお，平成 12 年 11 月 1 日付けの上記通達は廃止する。

記

1 用語の定義

この通達で，「一般バス」とは，運行の態様にかかわらず自動車により乗合旅客を運送する一般旅客自動車運送事業に係る運送で，高速バス（専ら一の市町村（特別区を含む。）の区域を超えて設定された概ね 50 キロメートル以上のキロ程の路線であって，停車する停留所を限定して運行する自動車により乗合旅客を運送するもの）以外のものをいい，定期観光バス路線を含むものとする。

2 委託の要件

（1） 事業の管理を委託する運送の範囲は，次の各号を満たすこと。

- ① 地方バス路線の維持その他その事業効率化を図り，当該事業を継続して運営するため，管理の受委託を採らざるを得ないと認められるものであること。
- ② 委託に係る範囲は，委託者の一般バスに係る路線の長さ又は使用車両数に対する比率（以下，「委託比率」という。）で $1/2$ 以内であること。
- ③ ②の規定にかかわらず，委託者が次の(イ)～(ホ)のすべてに該当する場合にあっては，委託比率を $2/3$ 以内とすることができる。

ただし，既に委託者が一般バスに係る路線の長さ及び車両数に対して $1/2$ を超えて委託している場合であって，期間の終了に伴い管理の受委託を引き続き行うための申請，又は委託者が路線若しくは営業区域に係る事業計画を変更することに伴い委託路線若しくは委託に係る営業区域を変更する申請を行う場合にあっては，次の(イ)～(ホ)の要件は適用しない。

(イ) 申請日前 3 ヶ月間及び申請日以降に 50 日車以下の輸送施設の使用停止処

分又は使用制限（禁止）の処分を受けていないこと

- (ロ) 申請日前6ヶ月間及び申請日以降に50日車を超えて190日車以下の輸送施設の使用停止処分又は使用制限（禁止）の処分を受けていないこと
- (ハ) 申請日前1年間及び申請日以降に190日車を超える輸送施設の使用停止処分又は使用制限（禁止）の処分を受けていないこと
- (ニ) 申請日前1年間及び申請日以降に自らの責に帰する重大事故を発生させていないこと
- (ホ) 申請日前1年間及び申請日以降に悪質と認められる道路交通法違反（酒酔い運転、酒気帯び運転、過労運転、薬物等使用運転、無免許運転、無車検（無保険）運行及び救護義務違反（ひき逃げ）等）を発生させていないこと
- (2) 委託する業務には、運転業務、運行管理業務及び整備管理業務が含まれており、これらが一体的に委託されるものであること。
- (3) 委託する業務のうち、運行管理業務及び整備管理業務については、運行管理者及び整備管理者の選任並びに運行管理規程等の制定をも含めて委託するものであること。

なお、これに伴い必要となる関係官庁への届出等は、委託者が行うこと。

- (4) 受託者が委託に係る一般乗合旅客自動車運送事業(以下「委託事業」という。)のために使用する事業用自動車その他の諸施設は、委託者が自ら行う事業の用に供する施設と明確に区分されていること。
- (5) 委託者が道路運送法第22条の2に規定する安全管理規程を定める旅客自動車運送事業者である場合は、管理の受委託に係る輸送の安全性に関する方針が安全管理規程に記載されていること。

3 受託者の要件

- (1) 受託者は、道路運送法第4条の許可を受けた一般乗合旅客自動車運送事業者であること。
- (2) 受託者が既に一般旅客自動車運送事業を行っている場合にあっては、当該事業に関し法令等の違反により、次の①から⑤のすべてに該当するものであること。ただし、すでに受託している事業者が、期間の終了に伴い、管理の受委託を引き続き行うための申請、又は委託者が路線若しくは営業区域に係る事業計画を変更することに伴い受託路線若しくは受託に係る営業区域を変更する申請及び地方公共団体からの要望に基づく申請を行う場合にあっては、この限りでない。
 - ① 申請日前3ヶ月間及び申請日以降に50日車以下の輸送施設の使用停止処分又は使用制限（禁止）の処分を受けていないこと
 - ② 申請日前6ヶ月間及び申請日以降に50日車を超え以上190日車以下の輸送施設の使用停止処分又は使用制限（禁止）の処分を受けていないこと
 - ③ 申請日前1年間及び申請日以降に190日車を超える輸送施設の使用停止処分又は使用制限(禁止)の処分を受けていないこと
 - ④ 申請日前1年間及び申請日以降に自らの責に帰する重大事故を発生させてい

ないこと

- ⑤ 申請日前1年間及び申請日以降に悪質と認められる道路交通法違反（酒酔い運転、酒気帯び運転、過労運転、薬物等使用運転、無免許運転、無車検（無保険）運行及び救護義務違反（ひき逃げ）等）を発生させていないこと

4 委託事業に係る経営上の責任

委託に係る一般乗合旅客自動車運送事業（以下「委託事業」という。）の経営は、すべて委託者の名義で行い、第三者に対する経営上の責任は、委託者が負担するものであること。ただし、委託者が受託者の責任によって生じた損害について受託者に求償することを妨げるものではない。

5 委託料

委託料については、委託事業に係る運送費等の諸経費が償われるものであること。また、委託料は、その算出の方法と基準が明確にされていること。

6 許可の実施にあたって留意する事項

- (1) 委託者及び受託者において、受委託に係る雇用等の労働条件に関し労使間で合意がなされていること。
- (2) 受委託の許可申請に際しては、委託者及び受託者双方の労使間による受委託に関する協定書、確認書等の提出を求めること。
- (3) 受委託の内容が、職業安定法（昭和22年法律第141号）及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就労条件の整備等に関する法律（昭和60年法律第88号）に適合したものであること。

7 管理の受委託の期間

一般バスの管理の受委託の期間は原則として5年間とし、その更新にあたっても同様とすること。なお、更新の申請は、当該期間の終了する2ヶ月前までにこれを行うよう指導すること。

8 輸送の安全等

- (1) 地方運輸局（沖縄総合事務局を含む。）は、委託事業が適確に運営されるとともに、輸送の安全が図られるよう委託者及び受託者を指導、監督すること。
- (2) 委託者と受託者の間には、委託事業に係る事業用自動車自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号）第2条に定める事故を引き起こした場合その他緊急事態における緊急連絡体制及び協力体制が確立されていること。また、自動車事故報告書の提出は、委託者が行うこと。
- (3) 監査実施の通知は、委託者あてに行うこととし、監査場所は、管理の受委託に係る部分のみの営業所とする。

なお、行政処分等を行う場合の通知は、委託者あてに行い、車両停止等は、受委

託に係る営業所の車両が対象となる。その際の違反点数は、委託者に累計する。

- (4) 管理の受委託の許可に係る審査を行う際には、地方運輸局自動車交通部及び自動車技術安全部において、沖縄総合事務局にあっては運輸部陸上交通課及び車両安全課において緊密に連絡を取り合い審査を行うこと。

9 許可書に付記する条件

管理の受委託の許可を行う際には、次の条件を付さなければならない。

- (1) 地方運輸局長（沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。）が管理の受委託の許可を行った事業に関し、事業場の報告をさせ、書類を提出させ又は職員を派遣して事業の状況を検査させようとするときは、受託者は、これを拒むことができないこと。
- (2) 地方運輸局長が、道路運送法に基づき命令を発したときは、受託者は、その実施につき委託者とともにその責に任じなければならないこと。
- (3) 委託者又は受託者が管理の受委託の許可を受けた事業の経営に関し、法令、法令に基づいてした処分又は処分に付した条件に違反しその他公共の福祉を害する行為をしたときは、地方運輸局長は、管理の受委託の許可を取り消すことができること。

附 則

本処理方針は、平成20年2月6日以降に申請を受けたものから適用するものとする。